

桜川市移住体験ツアー開催業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、桜川市が桜川市移住体験ツアー開催業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、受注者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 業務内容

(1) 委託業務名

桜川市移住体験ツアー開催業務

(2) 業務内容

別紙「桜川市移住体験ツアー開催業務 委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書には、提案にあたり最低限の必要事項を記載しており、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

(4) 見積限度額

3,179,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 桜川市建設工事等入札参加資格審査規程（平成17年桜川市告示第7号）に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成17年訓令第36号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 桜川市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条に規定する暴力団または暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (6) 複数の企業による共同体で参加する場合は、全ての構成員が（1）から（5）の要件を満たす者であること。

4. 実施要領等の公表

本業務の公募と同時に、桜川市公式ホームページで公表する。公募に係る書類・様式は、市公式ホームページからダウンロードして入手すること。

[桜川市公式ホームページ] <https://www.city.sakuragawa.lg.jp/>

※トップページ→「市政情報」→「入札・契約情報」→「公募型プロポーザル情報」

5. 参加手続

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、仕様書の内容を踏まえ、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
 - イ 事業者概要書（様式第2号）
 - ウ 業務実績書（様式第3号）
 - エ 実施体制調書（様式第4号）
 - オ 企画提案書（任意様式）
 - カ 参考見積書（任意様式）
- ※ 用紙サイズはA4版とする。

(2) 提出期限

令和8年6月22日（月）17時（必着）

(3) 提出先

「12. 担当部署」へ提出すること。

(4) 提出方法

提出書類をPDF形式に変換し、電子メールにて添付して提出すること。

- ※ メールの件名は「【企画提案】桜川市移住体験ツアー開催業務プロポーザル（事業者名）」としてください。
- ※ メール1通あたり、ファイル容量10MBとしてください。容量が大きい場合は、分割して送付または大容量ファイル送信サービス等により送付してください。（容量が大きい場合、不達となる場合があります。）
- ※ メール送信後、2営業日以内に返信がない場合は、メール到達の有無を電話で確認してください。

6. プレゼンテーション審査の実施

(1) プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーションは、原則として提出された「5. (1) オ 企画提案書」に沿った内容とし、追加資料の配布は認めない。なお、プレゼンテーションで使用する機器（パソコン等）は各自で用意することとするが、プロジェクター、スクリーン、接続用HDMIケーブルは市が用意したものを使用すること。

(2) 提出資料

「5. (1) オ 企画提案書」を印刷したものを9部持参すること。

(3) 実施日

令和8年6月29日（月）

- ※ 時間、場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。
- ※ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

(4) 出席者

3名以内とし、説明は本業務に直接関わる者とする。

(5) 所要時間

1提案者あたり説明（15分）及び質疑（10分）を予定（変更の可能性あり）。

7. 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

- ア 審査委員会が、プレゼンテーションによる説明を受け、別表【評価基準表】に基づき評価を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。
- イ 点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、審査委員会の評決による。
- ウ 提案者が1者の場合でも審査を行い、審査員の評価点の平均点が60点以上の得点であった場合、優先交渉権者として決定する。
- エ 審査内容及び審査経過については、非公表とする。

(2) 審査結果

- ア 審査の結果は、すべての提案者に対し郵送にて通知する。
- イ 優先交渉権者の名称を、市公式ホームページで公表する。
- ウ 審査結果等についての問合せ及び異議申立ては受け付けない。

別表【評価基準表】

項目	評価の視点	配点
業務理解	本市の現状、課題、特性を的確に把握した提案となっているか。	20
業務実績	本業務と同種業務及び類似業務の実績があるか。	10
業務体制	適切な実施体制となっており、業務内容に必要な経験・能力を有する担当者の配置が予定されているか。	10
提案内容(1)	移住検討者にとって魅力のあるツアー内容であり、かつ設定したターゲットの移住可能性が期待できる提案であるか。	30
提案内容(2)	参加者募集及び実績の広報を適切な媒体で効果的に実施し、移住検討者を念頭に幅広い認知獲得が期待できる提案であるか。	25
費用対効果	費用に対して適切な効果が期待できるか。	5
審査委員一人あたりの持ち点		100

8. 契約手続き

優先交渉権者と市で業務内容等を協議し、仕様書を確定した上で、随意契約により契約を締結する。なお、優先交渉権者と契約に係る調整が整わない場合は、次に点数の高い提案者を新たな優先交渉権者として選定し、協議を行う。

9. 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式第5号)を作成し、電子メールに添付して提出すること。

※ メールの件名は「【質問】桜川市移住体験ツアー開催業務プロポーザル(事業者名)」としてください。

(2) 受付期限

令和8年6月12日(金)17時(必着)

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、全ての質問について取りまとめ、令和8年6月16日(火)17時までに市公式ホームページに掲載する。

10. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに関する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (3) 提出された参加表明書、企画提案書及び関係資料は返却しない。なお、著作権は提案者に帰属する。
- (4) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び関係資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 本プロポーザルのために市から受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。

11. スケジュール

日時	項目	備考
令和8年5月29日(金)	手続開始	市公式ホームページに掲載
令和8年6月12日(金) 17時	質問書の提出期限	電子メール
令和8年6月16日(火) 17時	質問書への回答	市公式ホームページに掲載
令和8年6月22日(月) 17時	参加表明書・企画提案書等の提出期限	電子メール、郵送または持参
令和8年6月29日(月)	プレゼンテーション審査	
令和8年6月下旬	優先交渉権者の決定	・電子メールにより通知 ・市公式ホームページに掲載
令和8年7月中旬	契約締結	

12. 担当部署

桜川市総合戦略部ヤマザクラ課

[住所] 〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地(桜川市役所 大和庁舎3階)

[電話番号] 0296-58-5111(代表)

[メールアドレス] yamazakura_s@city.sakuragawa.lg.jp